

“人を裁く”ということ

—市民のための司法を市民が実現するために—

一般社団法人裁判員ネット
代表理事 大城 聡 (弁護士)

1 “人を裁く”という意味

(1) 刑事裁判の構造

- ① 刑事裁判の審理対象は起訴状に記載された内容
- ② 「疑わしきは被告人の利益に」
- ③ “人”に向き合う刑事裁判

(2) 事実認定の難しさ

- ① 刑事裁判の最大の使命は冤罪を防ぐこと
- ② 刑事裁判の事実認定と科学的証明の違い

(3) 量刑判断の難しさ

- ① 懲役1年の重さをどう考えるか
- ② 実刑判決と執行猶予～保護観察の増加
- ③ 死刑と無期懲役

2 “人を裁く”ことの重さ

(1) 人の運命を決めることによる裁判員の心理的負担

- ① 裁判員の心理的負担に関するアンケート調査
- ② 職業裁判官との違い

(2) 凄惨な証拠を見聞きすることによる裁判員の心理的負担

- ① 元裁判員による国家賠償請求訴訟
- ② 裁判所の対応（イラスト等の代替証拠、辞退の柔軟運用）

(3) 死刑求刑事件と裁判員

- ① 裁判員裁判での死刑判決
- ② 死刑判決の確定と死刑執行

(4) 不十分な裁判員の心理的負担に関する対策

- ① 利用率が低いメンタルヘルスサポート窓口

②カウンセラーの裁判所配置

③経験の共有を阻む2つの壁（守秘義務と候補者公表禁止）

3 良心的裁判員拒否と責任ある参加

(1) 裁判員制度の辞退理由

①辞退政令第6号—精神的負担が重大な場合

②最高裁平成23年11月16日判決

③裁判員候補者の辞退率、出席率

(2) 思想良心による辞退理由の明記と代替義務

①思想良心による辞退理由の明記がなぜ必要か

②なぜ代替義務を設けることが必要か

③人を裁く重さを正面から受け止める

4 市民参加の制度が社会に根付くために

①次の見直しに向けて

②市民のための司法を市民自らが実現するために

市民からの提言 2014—裁判員ネット

1. 市民の司法リテラシーの向上に関する提言

- 提言① 無罪推定の原則、黙秘権の保障などの刑事裁判の理念を理解できるような法教育を行うこと
- 提言② 無罪推定の原則、黙秘権の保障などの刑事裁判の理念を遵守するように、公開の法廷で、説示を行うこと

2. 裁判所の情報提供に関する提言

- 提言③ 裁判員裁判の実施日程を事前に各地方裁判所の窓口及びインターネットで公表すること
- 提言④ 裁判員裁判の控訴・上告の有無及び控訴審・上告審の実施日程を各地方裁判所の窓口及びインターネットで公表すること
- 提言⑤ 裁判員裁判を担当した裁判官が、判決後の記者会見を行うこと

3. 裁判員候補者に関する提言

- 提言⑥ 裁判員候補者であることの公表禁止を見直すこと
- 提言⑦ 裁判員候補者名簿掲載通知・呼出状の中に、裁判を傍聴できる旨を案内し、問合せ窓口を各地方裁判所に用意すること
- 提言⑧ 裁判員候補者のうち希望する人に対して、刑務所見学を実施すること
- 提言⑨ 思想良心による辞退事由を明記して代替義務を設けること

4. 裁判員・裁判員経験者に関する提言

- 提言⑩ 予備時間を設けることで審理日程を柔軟にして、訴訟進行においても裁判員の意見を反映させる余地をつくること
- 提言⑪ 守秘義務を緩和すること
- 提言⑫ 裁判員を務めている間も臨床心理士等の専門家に相談できる機会をつくること
- 提言⑬ 裁判所の「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」について見直しを行うこと

5. 裁判員制度をより公正なものにするための提言

- 提言⑭ 市民の視点から裁判員制度を継続的に検証する組織を設置すること

市民の視点から見た裁判員制度の現状と課題

－「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の一部改正案に関して－

一般社団法人裁判員ネット
代表理事 大城 聡

裁判員法附則第9条では制度施行から3年経過後に制度の見直しを検討する旨が定められています。同条を受けて、現在、政府から「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案」（以下、「政府改正案」と言います。）が提出されています。政府改正案では、裁判員制度に関して改善が必要な事項として、①極めて長期間に及ぶ事案を例外として裁判官のみによる裁判として実施できるようにする制度とすること、②甚大な災害等を想定した新しい辞退事由の類型を設けること、③選任手続きにおいて被害者などに対する配慮のための措置をとることをあげています。

私たち裁判員ネットでは、裁判員経験者へのインタビューを行い、また、裁判員裁判を市民が傍聴してアンケートに答える「裁判員裁判市民モニター」を実施しています。市民モニターでは、全国初の裁判員裁判から今日まで595件のモニタリング結果を得て、傍聴した裁判員裁判62件のうち30件で模擬評議を実施してきました。昨年5月には、裁判員制度の見直しに関して、「市民からの提言2014」をまとめました。また、裁判員経験者ネットワークでは、経験者の交流会をこれまでに21回開催し、裁判員経験者の心理的負担に関するアンケート調査も実施しています。

このような取り組みを通じて、私たちは、裁判員制度が市民参加の制度として社会に根付くためには、政府改正案で改善点とされた3点だけではなく、以下の3つのテーマに関する裁判員制度の見直しが必要不可欠だと考えています。

1、裁判員の体験を市民が共有できるようにすること

市民が主体的に裁判員として参加できる土壌をつくるためには、裁判員の貴重な経験を共有することが不可欠です。しかし、現在の制度では、裁判員候補者にとっては候補者であることの公表禁止義務があり、「自分が裁判員候補者であること」自体も公にすることができません。また、裁判が終わった後は裁判員経験者に広範な守秘義務が課されています。これらが貴重な経験を共有する機会を妨げる壁となっています。

(1) 裁判員候補者であることの公表禁止規定を見直すこと

候補者であることの公表禁止規定は、裁判員候補者への不当な働きかけを防止する趣旨で設けられています。たしかに、裁判所から具体的な日時が指定された呼出状を受け取ったことを公にしてしまうと事件が特定されるおそれがあります。しかし、毎年秋に一斉に発送される候補者通知を受け取る人は年間約30万人に上ることから、たんに裁判員候補者になったということがわかるだけで、不当な働きかけがされる可能性はほとんどありません。

したがって、呼出状を受け取ったことは公表禁止とすべきですが、本人の同意があれば候補者通知を受け取ったこと自体は公表してもよいとすべきです（「市民からの提言2014」提言⑥）。

(2) 守秘義務を緩和すること

裁判員の経験の核心部分である評議に関して広範な守秘義務が課されていることで、裁判員の経験を市民の間で共有することが難しくなっています。守秘義務については、裁判員の自由な討論を保障し、事件関係者を保護しながらも、裁判員の経験を共有できるように守秘義務を緩和すべきです。評議の経過や発言者を特定しない形での意見の内容、評議の際の多数決の数は、守秘義務の対象から外すべきです（「市民からの提言2014」提言⑩）。

※「評議の内容の中には守秘義務があるとされていますけど、評議の内容にこそやっぱり一番いろいろと感じたことだったりとか、考えさせられたことというのが詰まっていた。ですから、そういったことを公開できないとなると、やっぱり経験を話すことは、少し窮屈といいますか、委縮してしまう部分はあると思います。」（裁判員経験者 20代・男性）

2、裁判員及び裁判員経験者の心理的負担に配慮すること

重大な刑事事件を対象とする裁判員裁判に、市民が責任をもって参加するためには、裁判員及び裁判員経験者の心理的負担について十分に配慮する体制をつくる必要があります。

裁判員経験者ネットワークで実施したアンケートでは、回答した裁判員経験者42人のうち30人が心の負担を感じたと回答しました。心の負担を感じた時期について尋ねたところ(複数回答可)、審理前18人、審理中22人、審理直後21人、審理後しばらく経過してから11人となっており、各段階で心の負担を感じていることがわかりました。

私たちは、裁判員及び裁判員経験者の心のケアについては、裁判員になる前の段階、裁判員を務めている段階、裁判員を務め終わった後の段階で、それぞれ次のような見直しが必要だと考えています。

(1) 裁判員になる前の段階～「心の準備」ができる環境をつくること

- 裁判員裁判の日程を裁判所窓口及びインターネットで事前に公表する等して傍聴するための情報提供を行い傍聴しやすい環境をつくること (「市民からの提言2014」提言④、⑦)
- 辞退事由(政令)に、精神的負担が重大な場合には辞退できる旨が定められていることを周知徹底すること
- 裁判員の体験を市民が共有できるようにすること (上記1)

(2) 裁判員を務めている段階

- 裁判員を務めている間も臨床心理士等に相談できる機会をつくること

・全国8か所の高裁(または同所の地裁)に臨床心理士を配置し、電話または面談が随時できるようにすること

(3) 裁判員を務め終わった後の段階

■守秘義務を緩和し、心理的負担を一人で抱え込まないようにすること（「市民からの提言2014」提言⑩）

■利用率が極めて低い「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」について見直しを行うこと

- ・裁判所で心理的負担を感じた裁判員経験者が相談しやすいように、裁判所の設置ではなく、独立した第三者機関とすること
- ・相談回数の制限をなくすこと（現在は5回まで無料）
- ・相談に際しては、守秘義務が解除されることを明示すること
- ・面談に際しては、相談者の最寄りの地裁付近まで臨床心理士等を派遣し、出張相談できる体制を整備すること

※裁判員経験者ネットワークのアンケートでは、心の負担を感じた30人のうち「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」を利用したのは2人でした。

3、市民の視点から検証する体制をつくること

(1) 裁判員経験者の声から

- ・被告人の「その後」を考える裁判員経験者
- ・人の人生を決める重みと問い
- ・人を変える裁判員経験
- ・裁判員としての主体的な参加～人生で一度の経験が持つ意味

(2) 裁判員法に附則第9条に代わる見直し規定を設ける必要性

今回の政府改正案には、守秘義務の問題、裁判員の心のケアだけではなく、裁判員裁判の対象事件の検討、裁判員休暇制度等の社会的サポート体制の強化、裁判員裁判と上級審との関係等も盛り込まれていません。これらの問題に限らず、裁判員制度が適正に機能し、社会に根付くためには、常に検証が

必要です。運用だけではなく法改正を伴う見直しが必要となる場合もあります。しかし、附則第9条の見直しが行われた後は、裁判員法には制度見直しに関する規定がなくなります。附則第9条に代わる見直しの規定を設けて、少なくとも3年経過毎に制度を検証し、必要に応じて見直しを行うべきです。

(3) 継続的に市民の視点から検証する必要性

裁判員制度は、市民が司法に直接参加する制度です。裁判員制度のあり方についても、法律の専門家だけではなく、司法の新しい「担い手」となった市民の声を反映させることが大切です。

裁判所が実施する裁判員経験者の意見交換会は、法曹三者にとって有意義な場となっています。しかし、市民が司法の新しい担い手となった裁判員制度では、法曹三者が実施する場だけではなく、市民が主体的に裁判員制度の検証を行う場が必要です。裁判員制度が今後、どのように社会の中で存在していくか。その鍵を握るのは市民一人ひとりだからです。裁判員経験者を含めた検討会や委員会を設置するなど、市民の視点から継続的に裁判員制度を検証する体制をつくる必要があります。

以上

シンポジウム

「市民から見た裁判員制度 ～司法への市民参加の現状と課題～」

木村 皆さん、おはようございます。

今、山口先生の先生の話にありましたように、25年ということ、まだ生まれてない人が圧倒的に多いんじゃないかと思います。江藤先生というこの大学の先輩の先生とお酒を飲んでいる間に、法学の授業がつまらないのはなぜかという議論にぶつかりまして、それは昔のことや実際に考えたことがないことについて話すからなので、今起こっていることについて話をすれば興味を持っていただけるのではないかという話をしたら、「じゃ、あんた、それをやれ」ということになりまして、それ以来25年になるわけです。私はその当時45歳でございましたので、乗っていたと思いますが、だいぶくたびれてきまして、そろそろ後継者を見つけなければいけないかなと思っているわけです。

今日は、今まで集まっていた中에서도一番集まっていたときに当たると思います。これ以上集まったときは、20年前にオウム真理教の問題が大きな爆発的な事件となりまして、そのときに大変大勢お集まりになったのを覚えております。それ以来のお集まりをいただいて、講師の皆さんも張り切ってお話がいただけるだろうと思っております。

今日は、裁判員の制度を市民の目から見続けてきた方からお話をいただきます。

裁判員裁判は2009年5月から始まりました。今からほぼ6年半前です。裁判員自体は選挙人の名簿の中から抽選で集めるわけですが、その当時、この制度を入れるかどうかということについて大変激しい議論がありました。ここでも、賛成と反対と入り乱れて激論を戦わせたことがあります。

そのときの軸になったのは、これは全部、死刑とか無期とか重大犯罪についてだけですから、あと麻薬が入っていますが、事件としてはかなりレベルの高い裁判だけに裁判員制度がつくのです。普通のゴソ泥とかそういうのにはつかないのです。そんな重大な裁判を素人にできるのかということが、危惧をされる方の一番大きな気持ちだったですね。それが実際の裁判員裁判が実施される中でどう克服されてきたのか、あるいは克服できないでいるのかというところを検証していく必要があると思います。

もう一つ、裁判員の側からいきますと、裁判員の人権が侵害されるのではないか。徴兵制と同じで、無理やり裁判員を引き受けさせられて苦痛を味わう。大変ですよ。殺人事件の死体の写真を見たりするのはものすごいショックなことですし、場合によるとPTSDになるというリスクもあるわけで、そういうリスクを本当にカバーできるのかどうかということが議論になりました。

それから、裁判を受ける側から見ればもちろん問題があるという指摘があったわけです。特に裁判員裁判というのは、専門の裁判官が3人、裁判員に選ばれた6人の素人裁判員が並ぶわけです。ですから、普通の裁判官だけでやっていくのであれば1年かかっても2年かかってもいいわけですが、裁判員裁判となれば、そんなに長いことやれないですよ。短期間でやらなければならない。そうすると、粗雑な「一丁あがり」式の粗末な裁判になるのでは

ないかという恐れがあって、このこともかなり厳しく批判意見の中にありました。

しかし、賛成する側からは、やっぱり主権在民なのだから、国会はみんなで選ぶわけですから、それと同じように何か国民が関与するということは憲法の立場からしていいことなのではないかという議論もなされましたし、海外でも陪審制とか裁判員制度に似た参審制という制度が実施されていますので、国際的な流れにも沿ったものをつくっていかうということが基本にあったと思います。

それが、今どうなっているのか。

参審制とか陪審制の裁判のときには、素人が入った裁判で決めたことは非常に強い力を持っているのですが、日本の場合は、一番で死刑だと言っても、高裁に行くと「死刑は不相当である」という判断がなされることもあるわけで、そうすると、せっかく裁判員が苦勞して時間を割いてやって結論に至った裁判が、高裁は専門の裁判官ですから、その高裁の裁判官によってひっくり返ってしまう。これがまたいいことなのか悪いことなのか。これについても実施していく中でいろいろな批判も出てきているところです。

そういうようなことで簡単にイントロダクションさせていただきますが、最初に、まさに市民の立場で参加していただいております一般社団法人 裁判員ネットの事務局次長でいらっしゃる竹越遥さんから、20～25分くらいでご発言をいただきたいと思います。

竹越 皆さん、はじめまして。本日は朝からこんなにたくさんの方にお集まりいただき、ありがとうございます。今ご紹介にあずかりました一般社団法人裁判員ネットで事務局次長を務めております、竹越と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

本日のシンポジウムのタイトル「市民から見た裁判員制度 ～司法への市民参加の現状と課題～」ということで私もお話をさせていただきます。

今こうして壇上に上っておりますが、私自身は弁護士ということでもなく、現在修士課程の学生ですが、専攻しているものも社会学で、法律の専門家ではありません。そういった意味で皆さんと非常に近い立場から今回お話できるのかなというふうに思っております。そこで今日は、「いつか裁判員になるかもしれない私たちの視点から考える」ということをキーワードにお話をさせていただきますと思っています。

その前に、裁判員ネットとは何者なのだろうかということをお話しさせていただきます。

私たち裁判員ネットは、2009年4月、裁判員制度がスタートする少し前から活動を始めた団体で、まさに「市民の視点から裁判員制度を考える」をキーワードに活動してまいりました。裁判員裁判の現場、つまり実際に裁判員裁判が行われている法廷に行って傍聴して、そこから見えてきたことについて考えるということで、現場を重視する団体です。

活動をしているのは大学生が中心ですが、ほかに弁護士、会社員など多様な市民が参加しています。大学生を中心とした若い世代が活躍しているということが私たちの団体の特徴です。

裁判員ネットの活動には三つの柱があります。一つ目は、実際の裁判員裁判の傍聴、傍聴した裁判について実際に自分たちで判決を考える評議を行う模擬評議、さらに、傍聴と模擬評議の経験を踏まえてディスカッションをする意見交換会、この三つの活動からなっている市民モニターという活動です。二つ目は、つい先日行ったのですが、このシンポジウムのよ

うに一般の方々に来ていただいて、私たちが活動の中から見えてきた問題点などを報告して一緒に考えていく場としてのフォーラム開催です。三つめは、中学校、高校、大学などと連携して法教育の授業を行っている法教育事業です。

市民モニターでは、市民一人ひとりが実際の法廷を見て考えるということを重視しています。また、フォーラムでは、広く市民の声を共有し、ともに考えるということを重視しています。今日もそういった場にできればと思っております。また法教育事業では、受講した方々に裁判員制度というちょっと自分からは遠く感じられる問題をまさに自分の問題として受けとめていただけるような機会を提供することを重視しています。

市民モニターについて、もう少し詳しくお話させていただきます。私たちは主に東京地裁で裁判員裁判の傍聴をしています。ほかに、最近だとさいたま地裁に行って傍聴したこともありました。

その傍聴のときに「モニターシート」というものを使っています。これは、ただ何も持たずに傍聴に行って、どこを見たらいいのかわからない、何について考えたらいいのかわからないとならないようにするためのツールであると同時に、傍聴した市民の声を集めて分析できるようにするためのツールでもあります。このモニターシートは、私たち裁判員ネットのホームページでダウンロードできるようになっています。

これまでに317名の方が市民モニターに参加してくださっています。模擬評議には277名の方が参加してくださっているという状況です。

さて、この市民モニターがどういったことをこれまで見てきたのか、また気づいてきたのかということについて、ここから具体的にご紹介していきたいと思えます。

市民モニターは実際に法廷に出かけて行って傍聴しますと今お話をしてきました。では、傍聴席から一体何が見えるのでしょうか。

裁判員裁判が始まったころは非常によく耳にして、最近では耳にすることは少なくなっているかもしれませんが、引き続き目指されていることとして、「見て、聞いて、わかる」裁判、これを実現することが目指されるべきだと言われていています。以前の裁判官だけの裁判は、書類を検察官と弁護人がお互いに持ってきて、裁判所に提出して、次の裁判の日程を決めて、「では、終わり」という形で、法廷にいても何が行われているか全くわからないという状態でした。しかし裁判員裁判では、「見て、聞いて、わかる」ということで、実際に証拠を法廷の場で示したり、証人を呼んできて法廷で証言をさせたりといったことを重視する裁判が行われ、傍聴席にいても裁判員とほぼ同じ情報を得ることができるという状態が法廷で実現されるようになりました。

例えば、検察官の主張がわかりやすいものになっているのか、市民の目から見て理解ができるような工夫がされて主張が展開されているのか。また、弁護人の主張についても、難しい専門用語だけが並ぶようなことではなくて、市民が参加してわかる形で行われているのか。あるいは裁判長の裁判の進め方は適切なのか。例えば裁判員が質問したいと思ったときに発言ができるような進行をしているのか、時間が長過ぎたりしないようにきちんとタイムマネジメントをしているのか、あるいは証言を妨げるようなことがないのか。このように法律家たちが裁判員裁判にどのように臨んでいるのかということ傍聴席から見ていくことができると言えます。

それだけではありません。裁判員がどのような姿勢で参加しているのかということも、傍聴席からはつぶさに見ることができます。

つまり、裁判員裁判市民モニターは、傍聴席からは、裁判員裁判で審理される一つの事件についてというだけでなく、裁判員裁判の「全体」を俯瞰することができるのではないかと考えています。

実際に市民モニターとして参加した方々がどのようなことに気づいてきたのか、実際の声をご紹介しますと思います。

一つ目に、大型モニターを活用して証拠を示していて、わかりやすかったという意見。今まで裁判官だけで行っていた裁判では大型のモニターなどは法廷についていなかったのですが、裁判員裁判に先駆けて設置されまして、裁判員裁判では大型モニターに例えば現場の写真、地図、あるいは時系列を整理したパワーポイントといったものを示しながら、検察官あるいは弁護人が自分たちの主張を展開するということが行われるようになりました。一方的に話をするだけでなく、そうした視覚的な資料も出されることによって理解が助けられている。そういった意味で「見て、わかる」ということが実現されているということが市民モニターから指摘されています。

また、なじみのない専門用語は日常的な言葉に言い換える工夫が見られるという意見。専門用語を言い換えるということとあわせて、例えば「これから冒頭陳述を行います」と言われたときに、冒頭陳述とは何だろうかとかパッと理解できないなじみのない言葉だと思のですが、これはどういった手続なのかということを中心に説明した上で自分の話したい中身に入っていくことを弁護人あるいは検察官がしていたという指摘です。専門用語になじみがなくても今何を行っているのかが理解できるような進行を法律家が心がけていることに市民モニターは気づいていたということです。

さらに、裁判長が裁判員に質問がないかどうか尋ねるなど積極的な参加を促している様子が見受けられたという意見。裁判員は被告人や証人に対して法廷で直接質問をすることができますが、実際に法廷でいきなり自分から手を挙げて「質問があります」と切り出すことは非常に勇気がいることではないかと思えます。そうした裁判員が、質問したいことはあるけれども今このタイミングで聞いていいのだろうかとか悩んでしまって質問したいことが聞けないということがないように、裁判員の様子を気遣いながら進行している裁判長の様子について、市民モニターは「積極的な参加を促そうという姿勢が見える」と評価していました。

また、裁判員の参加の様子について、自分たちが傍聴していて、被告人の供述でちょっとわからなかった、もう少し聞きたいと思った、あるいは証人の証言についてももう少しそこを詳しく聞かないと判断がつかないと思った、そういった部分が出てきたときに、まさに自分が聞きたいと思ったことを裁判員が聞いていた。こうした意見は多くのモニターから寄せられています。私たち市民が法廷に参加したときに、法律の専門家ではないという共通点が皆あるので、わりと共通の疑問点、質問したいと思うことが出てくるかと思うのですが、そうしたことをきちんと裁判員が法廷で尋ねていて、裁判の中で証拠として扱われるようにその質問に対する応答が出てくる、そういうことが実際に行われているということを市民モニターが指摘していました。

また、判決を言い渡した後、裁判長が裁判員からのメッセージを読み上げていて、被告人

もしっかり耳を傾けているようだったという意見もあります。判決を言い渡した後に、きちんと「ここからは裁判員からのメッセージです」と断った上で裁判長がメッセージを読み上げている場面は、実際に私も傍聴していて目にしたことがあります。例えば悪い仲間に誘われて犯行に手を染めてしまったけれども非常に反省しているという若い被告人に対して、次からは仲間に誘われてもきちんと断わる勇気を持ってください、あるいは外国籍の被告人に対して、地域に溶け込めるように頑張ってくださいという励ますメッセージが読み上げられたことがありました。また、その中で被告人が涙を流してうなづきながら聞いているという様子を見たこともありますし、代読をしている裁判長が目を潤ませて込み上げてくるものがありながら読み上げているという様子も私は見たことがあります。機械的にただ懲役何年と言いついて理由を述べるというだけではなくて、心の通うような裁判が実現されているのかなと実感する場面は、裁判員裁判になって見えてくるようになりました。「市民感覚の反映」ということが言われていますが、判決を導く過程だけでなく、判決を言い渡した後にもそういった場面が見られるということが指摘できると思います。

一方で、先ほど大型モニターが使われるようになってわかりやすくなったという話をしたばかりではあるのですが、裁判員制度が始まったばかりのころは大型モニターを駆使した検察官の主張は非常によく見られたのですが、最近ではどちらかというとモニターは消えていて、調書を検察官が朗読する、証人が出てくるのではなくて検察官が読み上げた書面を証拠として扱うといったことが増えているかなと、私自身も感じますし、ほかのモニターからもそういった指摘があります。大型モニターがあるのに使われていない、証拠をわかりやすく提示するということよりも、調書を読み上げるといった形の昔の裁判のやり方に少し戻っていつてしまっているのではないかと指摘です。

また、弁護士の方々にこんなことを言って恐縮なのですが、検察官と比べて弁護人の主張がわかりにくいということは制度開始当初から言われています。検察官が組織としてわかりやすい伝え方の研修を行うことができるのに対して、個人で対応する弁護人の場合はなかなかそこまで準備ができないということが当初言われていたのですが、最近になってはまだそういう指摘が見られるということが、一つ傍聴席から見えてくる課題点として挙げられるかと思っています。

また、裁判長がしきりに時間を気にして、例えば「検察官、もう少し証人尋問は早く終わりませんか」「弁護人、その質問はまだ続くのですか」といった形で時計を見ながら急かす様子が最近比較的に見られるようになってきました。そうした裁判長の姿勢に対して、あまり裁判長が急かしていると、先ほどとは逆で、裁判員は聞きたいことがあっても時間が差し迫っているようだから遠慮したほうがいいかなとなくなってしまったり、あるいは証言に出てきている証人なども、本当は話したいと思っけていても、いつもと違う非日常の場でなかなかうまく言葉が出てこないということは容易に想像ができると思うのですが、そうした中で、「時間がないのだったら、それぐらいでいいです」と言って証言を押しとどめてしまうこともあり得るのではないかとということで、必要な尋問や証拠調べは多少時間がかかって予定していたより超過してしまったとしてもきちんと行うべきではないか、それをできるような進行を裁判長はするべきではないか、ということが市民モニターから指摘されていました。

また、裁判員があまり質問をしていなかった、ひじをついている裁判員がいた、眠そうに

しているように見える裁判員もいたということで、緊張感を持って法廷に臨むべきではないかという視点から、難しい内容が立て続けに出てくる裁判の中で集中力を保つことはもちろん難しいとは思いますが、やはり裁判員の様子が気になるなということもモニターからは指摘として出ています。

また、裁判員裁判の傍聴席は比較的たくさんの人で埋まっていることが多くて、学生の方々から中高年の方までわりと幅広い年代層の方がいらっしゃるのですが、携帯が鳴ってしまったり、法廷内は飲食禁止ですが、休憩中に飲食をして事務官の方に怒られてしまったりということは何度か目にするがあります。これについて、傍聴人も、裁判の当事者ではないけれども、法廷に居合わせる以上は、法廷という場を構成する一員なのだから、もう少し緊張感を持って臨まなければいけないのではないかという厳しい指摘も市民モニターから上がっています。

このように傍聴しているだけでもさまざまなことに気づきます。個別の事件の内容について、ここの主張がわかりやすかった、わかりにくかった、被告人の言い分がどうだったのかといったことだけではなくて、こうした制度のあり方が傍聴席からも見えてくるということがお伝えできたかと思います。

また、もう一つ重要な私たちの取り組みとして模擬評議というものがありますと先ほどお話ししましたが、この模擬評議から何が見えてくるのかということを少しお伝えしようと思います。

まず、なぜ模擬評議をしているのかということをお話しますと、実際の裁判員裁判の評議を見ることができれば、裁判員がどのように考えてどのような議論をして、どのような役割をその裁判の中で果たしたのかということが非常によくわかるのですが、実際の裁判員裁判では評議室での議論は守秘義務の対象となっています。守秘義務が重くて罰則がありそうだということは皆さん何となく聞き知っているのではないかと思います。守秘義務の対象となる事項は、「評議の秘密」と「その他職務上知り得た秘密」というのがあって、評議の経過、評議における意見の内容、また全員同じ懲役の年数を考えていけば全員一致で評決が決まることになりましたが、なかなかそういうことがなかったというときに、最後は多数決を取って判決を決めていくことになるのですが、その多数決の数も、裁判官3人、裁判員6人で判決を出しますので、9人のうち5対4でこの判決が決まったのか、それとも8対1で決まったのか、そういったことは全く明らかにできないことになっています。これは裁判員の自由な討論を保障するため。つまり、後からあいつはこんなことを言っていたと言われてしまうことが心配で、評議で正直に意見を言えないということがないようになどの理由で設けられているのですが、裁判員制度を検証していく、より良い制度にするために育てていくという観点からすると、評議で裁判員がどのような議論をしたのか全く検証できない。大変だったとか、負担があったという感想からだけでは、なかなか評議について検証することは難しい。また、これから裁判員になるかもしれない私たちの視点からすれば、裁判員になるまで実際に評議がどのように行われているかわからない、どんなふうに意見を言ったらいいのかわからない、ぶっつけ本番で臨まなければいけないというのは、やはり不安な気持ちになるのではないかと思います。

そうした中で模擬評議を行うことについて、まず制度を検証するという観点から言えば、

市民がどのような点に注目し、どのような議論を行うのかということを検証することができるという意味で、一つ意義があると考えています。

また、市民にとってみれば、裁判について議論をするということ、判決を導いていくということ、そうした裁判員の役割を学び、司法リテラシーを身につける機会となるという意義もあると私たちは考えています。

この模擬評議を通じて市民モニターからどのような声が上がっているのかということを紹介していきたいと思います。

「客観的に疑いようのない証拠」、例えば犯行の一部始終を防犯カメラが録画していたとか、すべてを見ていた目撃者がいて全く正確にすべてを証言してくれるとか、そういった客観的に疑いようのない証拠、100%被告人の罪を証明できるような証拠というものは、ほとんどの場合は存在していません。なので、そうした証拠のない中で、たとえ有罪か無罪かを争っているような事案でなくても、事実を認定していくこと、被告人がどのようにその犯行に及んだのかということを確認していくことは非常に難しいということ、どの模擬評議に参加したモニターの方もおっしゃっていますし、私自身も市民モニターとして何度か模擬評議に参加していますが、何度経験してもいつも事実認定というのは難しいなと感じています。

また、実際に法廷で傍聴していると、例えば被害者がけがを負ったというような事件であれば、被害者自身が法廷に出てきて自分の被告人に対して感じた恐怖感であるとか、振り返って、いま怒りを持っているとか、そういう証言を聞くことがあります。殺人事件などのように被害者が亡くなられている場合には、ご遺族やご友人といった身近な方が被告人に対して処罰感情を述べたり被害者に対する思いを語ったりということに接します。裁判員裁判が重大な事件を扱っているということで、被害者あるいは関係者の証言を聞く機会は多くあるのですが、そうした話を聞いていてやはり非常に感情が揺さぶられますし、悲しみであるとか怒りであるといったものに感情移入をするということがあります。一方で被告人の事情を聞いてみると、非常に苦しい生育過程で今までに至っていたり、非常に困難な状況にあって、自分がもしその状況に置かれていたら果たして犯罪に手を染めずにそこを抜け出すことができたろうかと思ってしまうくらいに苦しい状況に置かれている被告人の話聞くこともあります。そうした場合には、被告人に対して感情移入する、同情するということが、これもまた頻繁にあり得ます。そうした証言あるいは陳述を聞くたびに感情が大きく揺れ動いてしまって、感情的になってしまうのではないか、自分の判断は感情的だったのではないか、それでいいのだろうか、理性で判断をしなければいけなかったのではないだろうか、模擬の評議であっても、終わった後に悩みを持っているモニターの方の声も非常に多く聞いています。

また、量刑を決めるにあたって何を拠り所にしたらいいのかわからなくてとても悩んだ、懲役6年か懲役7年か。数字で言えば1違うだけですが、その1年を何を根拠にして決めていいのかということは、私たちの普段の生活の中から判断基準を持ってきて考えると言われてもなかなか難しいもので、そうした判断の基準がないことについてとても悩んだという声がありました。

そうした中で、弁護人が量刑について具体的に意見を言わなかったことで、検察官が求刑した懲役何年という数字を基準に、そこからあまり動かずに考えてしまったという声も比較

的によく聞かれます。

刑務所で過ごす1年、一体どういうものなのか、知らないまま判断してしまった自分がいるけれども、今回は模擬であったけれども、実際に裁判員になったときにもこうしたことを知らずに判断をしてしまっているのだろうかということ述べている市民モニターの方もいらっしゃいました。

私たち裁判員ネットは、こうした刑務所で過ごす1年を知らずに量刑判断などを行っているのだろうかという問題意識を持って、刑務所見学をして、どんな取り組みをしているのかわかる機会も持ってきています。ただ、私自身もそうした刑務所見学に参加したことはありますが、刑務所の実態あるいは取り組みについて知ることが判断する上で一つの材料として自分の中に増えたということは感じられますが、それを知ったから悩まずに判断できるのかというと、そうではないなということ是非常に強く感じます。刑務所も完璧な施設ではなくて、もちろん限界であるとか、刑務所で幾ら更生のためのプログラムがあっても、それが100%の効果を発揮するかといえば、そうではない部分もあるわけで、ということを知っていけば知っていくほど、どういう刑を科すのがいま目の前にいる被告人にとって一番意味があるのかという答えを出すのは難しくなっているなど感じる部分もあつたりします。

私自身は、これまで6年ほどこの裁判員ネットで活動していて、その中で20件程度は裁判員裁判を傍聴してきているのですが、その中で、裁判員裁判で初めて死刑が求刑された事件を傍聴したという経験が一番強く心に残っています。

その裁判は、判決は無期懲役であったのですが、検察官は死刑を求刑したという事件です。被害者の方が働いていたお店で加害者がお客さんとして行って出会って、その関係性の中でちょっとこじれていってしまっ、最後に殺害に至ったという事件ですが、被害者遺族の方も法廷に連れて来られてすすり泣いている声が非常によく聞こえてきましたし、意見陳述をするときは、もう涙にくれてしまっ、言葉が継げないということで、検察官が途中から代わりに書いてきた手紙を読み上げるといった場面もあつて、それは非常に感情を揺さぶられる、胸が苦しくなる思いを続けながら傍聴していました。私は傍聴席からその様子を見ているので、法廷で話している被害者遺族の方の背中しか見えないのですが、実際に裁判員になった場合には正面からその証言をされる方と向き合うことになる。その状態で話を聞かなければいけないということで、そのときに感じた胸の痛みとかそういったものは私よりも非常に大きかったのではないかとすることはとても強く感じています。

ただ一方で、その事件で、検察官が論告・求刑という形で、どういうふうはこの事件を評価して、だから私たちは死刑を求刑しますというふうに意見を述べる場面が最後にあつたのですが、「死刑を求刑する」というのを聞いたときにすごく私はショックで、なぜか涙がこぼれたということがありました。何の涙だったのか、自分でもうまく理解できない部分ではあるのですが、目の前で発言している、あるいはほかの方々が意見を述べられるのを聞いている、生身の生きて人間としての被告人を見ていて、その人に対して命を奪うという刑罰が求刑されるその瞬間というのはやはり非常にショックを受ける、衝撃的なものとして自分の中に入ってくるものなのだなというふうに感じました。

傍聴してただけですので、私がその判断に加わるということはありませんでしたが、実際の裁判員の方はその衝撃を受けとめて、それまで法廷で出てきた証拠に基づいて判断を

行っていかなければなりません。いわゆる精神的負担と言われていますが、ただ単に証拠を見聞きする中で出てくる、証拠に対して向き合うことの負担だけではなくて、そうした重みをすべて受けとめて重大な判断を担わなければいけない。そうした意味でも、重みのある役割を担わなければいけないのだということは傍聴席からでも感じますし、それは裁判員になるかもしれない私たちが何の気もなしに行って法廷に臨んでいきなり直面するにはあまりにも大きな出来事なのかなというふうにも思っています。

その被害者の方はあるチェーン店で働いていた方でしたので、そのお店は実際にその被害者の方が働いていた場所以外にもあって、私もたまたま街中でその看板を見かけたりすることがあります。実際にその裁判が行われたのが2010年の秋ぐらいなので、もう4年か5年ぐらいは経っているのですが、今でもその看板を見たときにふとその裁判のことを思い出しますし、今、無期懲役ということで被告人は刑務所にいるわけですが、どうしているのだろうかとか、そのときの判断に加わった裁判員の方のことも考えます。あるいは、被害者遺族の方はどうしているのかとか、そういったことを思い浮かべたりもします。おそらく裁判員経験者の方のもっといろいろな場面でそういったことを感じることもあると思います。そういったことも含めて、裁判員を経験するということがどういった意味を持つてくるのかということも考えていく必要があるのかなということ、いろいろな事件を市民モニターとして傍聴している中でも、特に重大な事件を傍聴した経験から非常によく考えることとして少しお伝えしたいと思って今お話をしました。

さて、そういう重たい部分もありながらですが、やはり何か意義があって裁判員制度が行われているということで、これからの裁判員制度に何が必要なのかということやはり私たちも考えていかなければいけない。ただ「大変そうだな」と思っているだけではいけないのかなということも思います。

毎日、各地で裁判員裁判が行われています。最初のころのように一つ一つ報道に載ることはなくなりましたが、今も引き続き裁判員裁判は行われていて、既に6万人以上の方が裁判員を経験されています。今年の11月12日には、「来年裁判員になる可能性があるというリストに載りましたよ」という方に対して候補者通知が発送されています。つまり、今の社会としては市民が刑事裁判に参加することがもはや当たり前になっているということが言えるかと思えます。

ただ、市民が刑事裁判に参加することが当たり前になっていると言っても、今ある制度がもう変わらないもので、当たり前のものでそれを受け入れなければいけないのかということ、そうではありません。これからどんどん皆さんで意見を交わして行って、より良いものに変えていくこともできるのですから、現状として参加することが当たり前になっているから受け入れるしかないのだなということではなくて、今ある参加の仕方がそれでいいのかということも考えることはやめてはいけないのではないかと思います。現状は、多くの人にとって裁判員制度を意識しないことが当たり前になってしまっていると思います。報道でも触れない、あまり身近なところで裁判員になったという話も聞かないといった中で意識をするということはなかなかないかもしれないのですが、でもいつか私たちは候補者通知を受け取って裁判員になるかもしれない、その可能性は持っているわけです。いつか裁判員になるかもしれない。裁判員になったときに急にあわててどうなのだろうと思うのではなくて、そ

の前に私たちが、裁判員制度や司法への市民参加——まさに今日のテーマですけれども、そういうことについて自分に関わりのある問題として考えていくことが非常に重要なのではないかと考えております。

以上をもちまして、私からのお話とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

木村 どうもありがとうございました。とてもわかりやすいお話で、おそらく初めてこういう形でまとめてお聞きになったのではないかと思います。

裁判員というのは6万人ですから、有権者の数が6,000万人とした場合に、1,000人に1人、0.1%。この中にはいないのではないかと思います、いる場合に、言っているんですかね。

大城 経験したことはご自分で言う分には問題ないです。

木村 今、裁判員に選ばれているというのは言っちゃいけないんですね。

大城 そうです。

木村 なぜかというと、「私が裁判員です」と言うと、いろいろ干渉されたり、あるいは暴力団に狙われたりする可能性はあるわけで、そういう意味で裁判の公正と裁判員自体の保護のために、それは言わないでくださいよということになっています。

今、多数決のことが出たのですが、裁判員が6人、専門の裁判官が3人。そうすると全部で9人ですから、5対4で決まればいいじゃないかと思いがちですが、ちょっと細工がしてありまして、例えば「死刑にする」という判断をするときに、単純に5対4で決まるわけではないです。専門の裁判官のうちの最低1人は量刑が死刑ということに賛成していないと死刑が決まらない。ですから最低でも裁判員が4名、専門の裁判官が1人。そうなると5対4になりますから、これならばできるけれども、例えば裁判員全員6名が死刑だと言っても、専門の裁判官3人がだめだと言うと、これは死刑にはできない。ちょっと細工された構造になっています。その点では、おそらく大城先生から話があると思いますが、専門の良さと市民感覚の良さ、その間にバランスを取っていこうという制度にはなっていると思います。

今、竹越さんから、裁判員裁判を見に行くのととてもわかりやすい裁判だよ、そこに見に行くことによって裁判員制度もよくなっていく可能性があるんだよという話もありましたので、私も「行く、行く」と言っていながらまだ行っていませんが、私も必ず行きますので、年内には行きたいと思っておりますので、ぜひ皆さんも裁判員裁判を傍聴する機会を持っていただきたい。そのためには、裁判員ネットを検索していただいて、そこに「参加したい」と申し込んでいただければ傍聴ができるということです。今までの裁判官だとあくびの出るような裁判だったのですが、とてもわかりやすい裁判になっているということなので、ぜひ傍聴に行ってくださいと思います。

ここまでの竹越さんの話で特に質問があるという方……。いいですか。

それでは続いて、裁判員ネットの代表である大城弁護士からお話をいただきたいと思えます。

大城 弁護士の大城聡です。よろしくお願ひいたします。

今、裁判員ネットで傍聴に行くという話があったのですが、一つは、裁判員ネットのホームページに裁判員裁判カレンダーというのをつくってございまして、東京地裁を含めて、報道

されたり発表された裁判員裁判の日程についてはまとめてカレンダーの形にしていますので、そこを見ていただいて、「あっ、この日だったら行ける」というときにご自分で行っていただくというのが一つの方法です。

もう一つは、市民モニターの形で裁判員ネットのメンバーと一緒に傍聴に行く。これはいつやるかというのを事前に日程が決まればお知らせしますので、メールマガジンがありますのでホームページからメールマガジンに登録していただくと、登録していただいた人には事前に何日に行く予定ですという連絡をするので、そこで参加申し込みをしていただければ一緒に行くというような形になっております。

今、裁判員経験者6万人以上ということだったのですが、裁判員になるかもしれない裁判員候補者は、先週水曜日(11月12日)に23万人に向けて最高裁から「あなたは来年、裁判員になるかもしれません。候補者名簿に載りました」という通知が発送されました。大体1年間に20万人から30万人ぐらいが裁判員候補者になっています。制度が始まって6年半ですので、今回発送した23万人を合わせると、今まで何と220万人が裁判員候補者にはなっているのです。実際に裁判員になったわけではないですが、裁判員候補者の通知もらっている人は実は220万人いる。これは有権者の割合でいくと、40～50人に1人ぐらいは実はもらっているのです。今日の会場の中に単純に考えても1人か2人ぐらいは候補者通知をもらったよという方はいると思います。ただ、去年もらった人と同じ先週もらった人は、候補者であることを公にしていけないという規定がありますので、「あっ、私ももらった」と今日は手を挙げて言わないようにしていただきたいと思います。そういう意味では、身近になってきていることは間違いないなというふうに思います。

裁判員裁判で行う事件は、重大な刑事事件、例えば殺人事件とか殺人未遂、放火で人が住んでいるところに火をつけた場合などですが、強盗致傷事件も裁判員裁判の対象事件です。ちょっとわかりやすい例を皆さんの頭の中にイメージをしていただきたいのですが、例えばコンビニ強盗も、コンビニ強盗に行って、レジで「金を出せ」と言ってナイフを突きつけてちょっと切りつけた、腕に店長が1週間か2週間のけがをしまったという事件でも、捕まると裁判になると強盗致傷事件で裁判員裁判の対象になります。

そういった事件に裁判員として関わっていくことになるのですが、「人を裁く」というのはなかなか大変ではないかとおそらく皆さん思われると思いますし、私もそれはすごく大変で責任が重いことだと思っています。今日は、私は「人を裁く」ということを一つのキーワードにしてお話をしたいと思います。

ただ、この間「人を裁く」という話をしたら、刑法の先生から、「刑事裁判というのは人を裁くのではないんだよ」というふうに怒られました。それはどういうことかということ、検察官、「HERO(ヒーロー)」では木村拓哉が検察官を演じていますが、検察官が被告人を刑事裁判にかけてくれと起訴するのです。刑事裁判の冒頭で起訴状が朗読されます。そこに、この被告人がこういう犯罪を犯しました、例えばAさんという被告人がいて、コンビニ強盗をした、〇〇町〇丁目〇〇というコンビニに深夜2時ごろ強盗して店長に切りつけて全治2週間のけがを負わせて現金10万円をレジから奪ったと起訴状に書いてあるのです。刑事裁判というのは、その起訴状に書かれていることが本当にあったことなのかどうなのかということ、法廷で証人の話を聞いたり、例えば切りつけたナイフが証拠で出てきて、そこに

は血が付いていて、DNA 鑑定をしたら確かに被害者の店長の血だったとか、指紋も付いていましたと、そういうことを法廷で審理していきます。裁判員と裁判官が、確かにその証拠に基づけばこの被告人が犯罪を犯したのは間違いない、ではどのくらいの刑の重さにしたらいいのか——これを量刑と言うのです——ということを決めていく。これが刑事裁判になります。そういう意味では、法律的に言うと、裁かれるのは被告人ではなくて、検察官が起訴状に書いてあることが本当かどうかをチェックする、確認をするのが刑事裁判だ。それはまさにそのとおりだと思います。

「無罪推定の原則」とか、「疑わしきは被告人の利益に」という言葉を聞いたことがあるかもしれませんが、そこで言っていることは今の起訴状の話とつながっていて、刑事裁判というのは検察官が起訴状に書いてあることを証明しないとイケないのです。裁判でいろいろな証人とか証拠物を出して、間違いないですよということを証明しないとイケない。わからない、白か黒かわからないなという場合で決めきれない、グレーだけれどもちょっとやっているかもしれないなと思ったときには、世の中的には、グレーだからやっているんじゃないか、あやしいなと決めてしまうこともあるかもしれないのですが、刑事裁判では、常識に従って間違いない、グレーでは足りなくて黒でなければなりません。真っ黒かどうか微妙な表現ですが、間違いないがこの人がこういう犯罪をやっただろうということが認定できないと刑罰を科すことはできません。まさに裁判員として刑事裁判に参加するときには、法廷で証拠を見聞きして無罪推定の原則に従って判断をしていくことになります。

客観的に絶対間違いないという証拠はないのだという話が竹越さんのときにありましたが、例えば先ほどのコンビニ強盗の例で言っても、傷つけられたのは間違いない。店長の腕には傷があります。でも被告人は、傷つけるつもりはなかったんだ、ナイフを持って脅したときにもみ合ってたまたま当たってしまっただけです、と。店長のほうは、こうして切りつけられたのですと言う。証言が食い違うことはけっこうあるのです、事件の中で。そういうことが一つ一つ裁判の中に出てきて、ではどういうふうな事件が起こったのか、事実を認定していく。認定した事実に基づいて、刑の重さをどうしようかというのを決めていくというふうになります。

事実を認定するというのと、刑の重さを決める、裁判には二つやらなければいけないことがあるのですが、どちらも非常に難しく、事実認定については特に冤罪の問題がいつもあるのです。例えば最近ですと、大阪の放火事件で、20年ぐらい前の判決が実は間違えていたんじゃないかといって裁判のやり直しになって、受刑者は刑務所から釈放された。その少し前には足利事件というのがあって、DNA の最新の技術に基づいて検査をし直したら被告人と犯人の DNA が実は別だったということが明らかになった。これは科学技術の進歩で DNA 鑑定が間違えていたということがわかりました。こういうふうには本当は犯人ではない人が間違えて捕まって刑罰を科されてしまう、このような冤罪を防ぐことが本当は刑事裁判の最大の役割です。

裁判員として参加するというのは、冤罪を防ぐために市民の目からもチェックするというのが非常に大事な役割だと私は思っております。もともと重大な事件は職業裁判官 3 人でやるのです。裁判員制度というのは、その職業裁判官 3 人に市民が 6 人加わる。だから 3 人だけの目ではなくて、しかも職業裁判官というプロの目だけではなくて、一般市民の目で見て

も間違いなくこの被告人は有罪だということを決める。裁判官と議論している中で、裁判官が言っていることは本当なのかどうか、自分はこういうふうと思うのだということを引きつと議論して、市民も納得した上で刑罰を科すというのが、実は裁判員制度のあるべき姿なのではないかと思っています。

そういう意味で事実認定というのは難しいのですが、裁判員制度ができる前の裁判では職業裁判官だけがやっていたものに、市民も加わってより慎重に見るといえるものがあるべき姿なのだろうと思います。

もう一つ、刑の重さを決める量刑判断、これも実際、評議をやってみると非常に難しく、少し正直に告白しますと、弁護人としては被告人のためを思うと、とにかく刑を軽くしたいと思うのです。1年軽くなるということは、1年軽くなってよかったですね、こちらの事情も裁判官にわかってもらえたからよかったじゃないですかと今まで思っていたのですが、模擬評議で裁判官とか裁判員という刑を決める側になると、懲役7年と懲役8年の違いは何なのだろうかというのは私も非常に悩みます。

この間、ある検察官のOBの人にその話をしたら、「大城君、それは刑務所の厳しい暑さの夏と厳しい寒さの冬を1回経験するかどうか1年の意味だと思うよ」と言っていました。なかなかその意味は難しいなと思います。これは一般市民だから難しいのだと模擬評議のときによく言われるのですが、そうやって考えてみると、裁判官とか検察官とか弁護人にとっても懲役1年の違いにどういう意味があるのかということあまり深く考えずにそのままやってしまうということもあり得ると思うのです。実は法律家にとっても難しい問題なのです。だからこそ市民が参加することに意味があります。

「刑務所は一体どういうところなのですか」という質問を裁判官にした経験者の方がいて、それは裁判員制度が始まって本当にすぐのときでした。全国で2例目か3例目のケースのときにその裁判員の方が評議の中で聞いたら、裁判官がすぐに「わかりました。では今からわかるだけの資料は取り寄せます」と言って、刑務所から、刑務所ではこういう生活をしていますとか、規則とかを取り寄せて、裁判員の人に見せてくれたらしいです。裁判官の人も手元にはそういうものはないわけです。説明するときに自分の知識だけでは十分に説明できない部分があって、刑の重さを決めるときにもそういう意味では市民の視点が入っていくことは僕は大きな意味があるのではないかと思っています。

一方でなかなか難しい問題があって、これは裁判官も悩むところですが、実刑判決をして刑務所へ行ってもらうのか、執行猶予をつけて社会で立ち直りをしてもらうのか、その判断が微妙な事件があるのです。弁護人は、ぜひ執行猶予をつけてほしい、と。検察官も、刑務所へ行けとは言っているけれど、そんなに懲役の年数が長くない6年とか5年を求刑しているので、場合によっては社会で生活をして立ち直ってもらってもいいのではないかと。その判断が非常に難しい事件もあります。それが量刑判断の難しさの一つです。

もう一つは、死刑判決なのか無期懲役なのか。犯罪を犯したということは認定しても、では刑の重さで死刑が相当なのか、無期懲役にすべきなのかというのは、被告人の命を奪うかどうかということですので、重い判断になってくる。これは量刑判断の難しさの中の一つになります。

裁判員ネットも構成団体の一つである裁判員経験者ネットワークで裁判員の心理的負担に

ついて独自の調査をしました。「裁判員を経験して心の負担をどういうふうに感じましたか」というアンケートとグループインタビューをしました。裁判員経験者42人に回答してもらって、そのうちの何人かは直接グループインタビューもしたのですが、42人のうち30人が「心の負担がある」と答えていました。その心の負担は大きく分けると2種類になって、一つは被告人やその関係者のある種「人の運命を決めてしまうこと」の重さ、もう一つは残酷な証拠の写真などを見た心理的な負担、大きくこの二つに分かれるということが分析の結果出てきました。

つい先週ですか、福島で裁判員を経験された女性の方が国を訴えた事件があって、裁判員裁判を担当したことによって急性ストレス障害になった、そのことで仕事も辞めざるを得なかった、それは裁判員裁判が悪いのだ、国に損害賠償をしろと言って裁判を起こしました。第一審の裁判は原告が負けて、元裁判員の方は敗訴して請求は認められませんでした。控訴審でも請求は認められませんでした。今、上告したそうですけれど、実はこの裁判は、お金は原告は取れていないのですが、裁判の判決の理由の中で、元裁判員の女性が急性ストレス障害になったのはその裁判員裁判で残酷な証拠を見聞きしたことが原因だと認定したのです。これは、裁判員を経験したことで心理的な負担で障害を負ったということを初めて認定した裁判です。この裁判自体は裁判員制度が憲法に違反しているので損害賠償を払えという内容になっているので、そこは認められていないのですが、実は公務員の労災扱いで、もし仮に心理的にPTSDとかになった場合には補償される可能性はあるのです。

そういう話をすると、なかなか裁判員になるのは大変だなという方向になるのかもしれないのですが、ここはちゃんと知っておくことは大事で、心の準備が大切です。裁判員制度が始まったときに覚えていますか。「誰でもできますから、ぜひ裁判所に来て裁判員になってください」という形で、明るく最高裁判所がテレビのCMを流していたのです。「あなたもできます」みたいな形でやっていたのです。確かに裁判員になるには、細かい法律知識は要らないのです。でも、刑事裁判は流れがわからないと次に何が起こるかかわからないですし、刑事裁判なので残酷な証拠が出てくるときも場合によってはある。いずれにしても判決に関わるわけですから、しかも重大な刑事事件の判決に関わるので、その負担というか重さというのは当然あるのです。それをちゃんと前提として心の準備をしないといけないと、急に不意打ちのようにショックを受けてしまうということがあるので、そういう意味で心の負担というのはあるけれど、裁判員の通知が来て、自分が抽選で呼ばれてなったらやるのだというふうにしてやるのが、裁判員制度がきちっと運営されるためには必要なことだと思います。「見たくないものには蓋をして」みたいな形にするのではなく、大変なものは大変だ、責任は重いのですよということをしっかりと受けとめることは非常に大事だと思います。

最初の持ち時間が若干迫ってきたので、後でお話することも含めてになりますが、辞退率の話は少ししておきたいと思います。

辞退率というのは、裁判員候補者になった人のうち辞退が認められる人の割合です。最初の年は53.1%の人が辞退が認められていました。次の年はそれよりもちょっと上がって、年々上がって、去年64.4%、今年は8月までで65%。だんだんと辞退が認められる率が上がっているのです。

これはちゃんとしたデータが全部公表されているわけではないので正確にはわかりません

が、一つには、裁判所が辞退を緩やかに認めている。「私は仕事がどうしても忙しくて行けないのです」と言われれば、多分、その場で話を聞いて、確かにそれは大変そうだと思えば辞退を認める。でも、会社に電話して、本当にこの人はこういう仕事をやっているのですか、ほかに代わりはできないのですかということまでの確認は今にはしていないと思います。裁判所が辞退を認める可能性が緩やかになって、よく認めているというのが一つ。

もう一つは、市民の側が「裁判員をやりたい」という率は実は裁判員制度が始まってから今のほうが若干低下していて、「やりたい」という意欲は市民全体で統計的には下がっているの、辞退理由をいっぱい書いているのかもしれないです。そのところは細かいところはぜひ最高裁はちゃんと分析してもらいたいなど思っているのですが、事実として辞退率がだんだん上がっている。

この中には学生の皆さんが今日は多いかもしれませんが、学生であることは辞退理由の一つです。年齢が70歳以上であることも辞退理由の一つです。自分がけがをしたり病気になったらもちろん辞退できますし、同居の家族であっても、その看病とか介護のために必要であれば辞退が認められるとなっています。ただ、自分は裁判員はどうしてもやりたくない、例えば人を裁くことはできません、人が人を裁くことなんて私にはとても責任が重くてできないとか、私の信条ではできませんということは、明文では認められていないのです。辞退理由の細かい規定の政令の中に、最後に「その他精神的に重大な不利益があると認められる場合には辞退できる」とあるのです。広く理解すれば、どうしても私は裁判員はできませんという人は、その「その他重大な不利益がある場合」に当たると言われているのですが、それは裁判員候補者の側からはわからないわけです。行ってみて初めて裁判所が認めてくれるかどうかということなので、そういう意味で、自分は裁判員になりたくない、どうしてもそれはできない、ただ面倒くさいというだけではなくて自分の信条でできないのだということは、今のところ明確な辞退理由の規定はない。

私はこれは、さっきの心理的負担のこととセットで、自分は真剣に考えたけれどもどうしても人を裁くことはできないと思えば辞退は認める、そのかわり、例えば代替義務で刑事施設でボランティアをすとか、そういう義務を果たせば裁判員の役割はやらなくていいというやり方は十分あると思います。これは、ドイツの徴兵制があったときに良心的徴兵拒否というのがあって、社会で環境問題とか福祉のボランティアをやれば徴兵に行かなくていいということを代替義務として用意して認めるというやり方で、裁判員になるということも実はそれぐらい大変なことであるので、制度上はきちっとする。人によって、例えば残酷な証拠を見たときの感じ方は違うわけです。比較的そういうのに強い人もいれば、血を見ただけで倒れてしまう人もいますから、そういう個々人の差をしっかりと前提にしていくことも大事なのではないかと思います。

その上で、最初のところへ戻って、しっかりと刑事裁判が行われているかどうか、市民もランダムに入ってチェックをする仕組みがあること自体は大事だと思いますし、その役割を市民が果たしていくことは非常に大切なことだと思っています。

あと幾つか裁判員制度の課題とか今後の見直しの話も、また質疑応答を交えながら行いたいと思っておりますが、まずは私の話はここまでにさせていただきたいと思っております。ご清聴ありがとうございます。(拍手)

木村 今日は質問の時間がたっぷりありますので、遠慮なくいろいろな角度から質問をしていただければと思います。どちらの講師に対する質問でも結構です。

シンドウ先生、何か質問があるんじゃないですか。

シンドウ (録音なし)

木村 わかりやすい質問で、皆さん、そこにはそういうのが潜んでいるんじゃないかと思えますけどね。

ほかに幾つか質問を受けたいと思いますが、どうでしょうか。

フロアA (録音なし)

木村 ありがとうございます。もう一方ぐらい、いかがでしょうか。

皆さんは、裁判員裁判は見に行ったことはないですね。

普通の裁判だと、先ほど大城先生からあったように、本当に書面審理で、声で聞けるのは、まず最初に起訴状の朗読とか、冒頭陳述とか、そういうのは紙に書いてあるものを読んだのは聞くのですが、傍聴席にいてもあまりよくわからない。証拠は紙で提出されて、紙で提出されるものの一部を検察官がワワアと読んでいて、読んでいる間にお経を聞いて眠くなるような、そういう感じの裁判だったのが、非常に活性化したことは事実ですね。ですが、同時に、お話にありましたように、人間の情に訴える主張が多くなったし、検察のほうも弁護人のほうもそれが効果的だと。そういうことで、どうやって裁判員の心、主観的なものを揺さぶるか、そういう方向に行っていると思うのです。それが今のままでいいのかどうか、そういう問題もあろうかと思えますので、皆さんのほうで率直に感じておられる質問をもう一つぐらい出していただけませんか。

マスダさん、どうですか。

マスダ (録音なし)

木村 もう一人は、模擬評議に参加したことのあるフカザワさん、体験を踏まえて何か。感想だけでいいですよ。あなたは模擬裁判で証人にもなっているでしょう。大体、あなたは被告人役をやっているのでしょうか。風貌からいってそうなるんじゃないですかね。

では、被告人役のフカザワさん。

フカザワ (録音なし)

木村 かなり多数の方がそこを心配しておられると思いますね。

それでは、一つは裁判員裁判の原理的なものに関する質問が来ていますので、処分する側の匿名性の問題は後に回しまして、量刑の問題を竹越講師と大城講師に一つずつ。竹越さんには、模擬裁判で量刑のところが出てくるけれども、何か先例というものがそこで機能しているのかどうか。先例というのは、量刑相場と言われているものが機能しているのかどうかということ。これを先に。

竹越 ご質問いただき、ありがとうございます。

まず、模擬評議で先例のようなものを示しているのかということですが、実際の裁判の中

で証拠の一つとして量刑のグラフが出てくる場合があります。そのように法廷で提示された場合には傍聴席からもその内容を見ることができますので、その情報を基に、量刑の大体の幅はこういうふうになっている、今回の裁判はこの中で考えられるのではないかと言われているということを前提に考えることはしています。ですが、裁判所が準備をするもの、評議の場だけに出てくるものがある、それについては私たちのほうでは見ることはできませんので、そういった場合にはそうした量刑のグラフのようなものは使っていないということになります。

ただ、量刑のグラフも、こういう犯行をしたから大体これくらいというのがデータを入れて出てくるものではあるのですが、これも万能なものとは言えません。たとえば以前傍聴したもので、包丁が凶器で、このように聞くと、皆さんは包丁の刃のほうで刺そうとしたとか、刺したとか、そういったものを想像されると思うのですが、被告人は包丁の柄で殴ろうと思って包丁を持っていたというふうに主張していたというケースがありました。包丁を凶器に使った事件を先例として考えていけば、包丁の刃のほうを使った事件が出てくるわけですが、柄を使ったというときは、それは凶器は棍棒だとして量刑を考えなければいけないのかとか、そういった疑問も出てきます。なので、量刑グラフも判決を導く拠り所として100%のものとは言い切れないということが一つ。あとは、グラフですから幅をもって示されます。実際に裁判員になった場合には、これぐらいの幅の刑、と決めればよいということではなくて、「何年」というふうに決めなければいけないという役割を担いますので、まさにこの年数なのだ最後の決断をするその拠り所がないというのが、模擬評議に参加された方々の意見の核心かなと思っております。

以上になります。

木村 量刑グラフのほうでもある程度の幅を持って、あるいは5年から8年とか、そういう形で出てきて、その中から結局はどの刑を選ぶか決断しなければならない。そういうことなのだろうと思います。

アメリカでしたか、10年から15年とか、そういう刑の言い渡しをするところがありますね。

大城 陪審裁判ですと、有罪・無罪だけ決めて、有罪の場合、その後、裁判官が幅がある刑をアメリカは州によっては出せるようです。

木村 それは、刑務所に行ってから反省の態度とか、そういうので変わってくるということですね。

それではもう一つの質問、保護観察がつくようになってきている、これが増えてきているという話がありました。実際に弁護人のほうも、今までだったら、確かに申しわけないけれども、これから更生するための条件があって、よくお父さんやお母さんがその点をやってくれてくれているので何とか執行猶予にしてもらいたいというのが定番だったのですが、このごろは、執行猶予にしてほしいし、保護観察はつけないでほしいと、そこまで弁護人のほうは必ず言うぐらい、保護観察を「つける」「つけない」ということは法廷での大きな問題になってきていると思います。

保護観察というのは、基本的には執行猶予の場合につくわけで、執行猶予というのは何かというと、例えば窃盗で2年の懲役にすると行って、ただし刑の執行は3年間猶予すると

なった場合に、判決自体は2年の懲役を命じているのですが、3年間執行が猶予される。猶予されている間に何もなくて行ってくれば、それで2年の判決は消える。取り消しになるわけです。もし2年の間にまた何かやっちゃうと、それが罪になる上に、2年間が復活しますので、かえって重い懲役になる。再犯を防止するための制度でもあるわけです。

そこで、執行猶予の場合の保護観察の動きについて、さらに大城さんから話をもらいたいという質問ですので、よろしくお願いします。

大城 保護観察の場合、いろいろなやり方があるのですが、例えば月に1回担当官と面接をすとか、犯罪と一緒にやった仲間とはもう会わないと約束をして、そのことを確認するために月に1回ぐらい面談しますというような形になります。保護観察の条件を破ると執行猶予が取り消される可能性がある。そういう意味で、保護観察がついたほうがただの執行猶予より重いのです。裁判員裁判の判決では、執行猶予の場合に保護観察つきというのが増えているのです。

裁判員を経験した方にお話を聞くと、被告人のその後が非常に気になる。ある経験者の方は、職業裁判官はプロとして何度も判決を言い渡しているかもしれないけれども、おそらく自分にとっては一生に一度のことだ、だからこそ、そこで関わった被告人が本当にその後立ち直ってくれているのかどうか考えるのです、という話をしています。おそらくそれは判決を出す段階でも、この被告人を執行猶予にして、その後本当に大丈夫だろうか、家族とか周りの関係だけで立ち直れるのか、と。犯罪を予防するという意味でもあるのですが、むしろ経験者の方の話を伺っていると、本当に被告人が立ち直るのかどうか。その環境があるのか。そもそもないから犯罪を犯したのではないか。執行猶予をつけてまた同じ社会生活をして、もしかしたらまた犯罪を犯してしまう。そういう意味ではまさに犯罪の予防なのですが、そこをこの判決をきっかけに立ち直ってほしいといったときに、保護観察制度があるのであれば、何もつけないよりかはつけたほうがいい、それは被告人のためにもなるだろうと感じている方が多いのではないかとというのが私の印象です。

木村 裁判員の方にとってみると一生一度の決断で、現実に罪を犯した人がいるわけで、そうすると、何とか立ち直ってほしい。そのためには、その間は保護観察。原則として保護観察をつけてほしいというぐらいの気持ちなんじゃないですかね。

大城 そうだと思います。

木村 だから、弁護人のほうも「執行猶予の判決をいただきたい」と言っただけでは、弁護人も保護観察をつけてほしいんだなと言っているというふうに思われるかもしれない。そのくらい保護観察というものはキーワードになってきていると思います。

今まで質問にお答えしましたけれども、その質問について重ねて聞いておきたいということがありましたら、どなたか。

よろしいですか。

それではもう一つの質問です。お二人の方から質問を受けました。

いわゆる精神異常者ということになるのですかね。あるいは精神障害者と言うのがいいかもわかりません。あるいは性格的に異常がある人。性格的な異常というのはどういうことを前提にして言うのかというのは難しいですが。最近では、アスペルガー症候群の人がかなり話題に上がっていきなりしますね。そんなことも含めて、候補者から裁判員を選んでいくとき

にどんな手続で選ばれているのか。その中で、今言ったような人たちを裁判員に採らないための保証がつくられているのか。これは大城さんからお話をいただきます。

大城 裁判員法の規定の中に「不公正な裁判をする恐れがある場合には、裁判長の権限で裁判員を解任できる」という規定があります。例えば裁判員裁判が始まってみて、選任するまではわからなかったけれども、精神的な障害もそうですし、例えば妨害しようとする意図を持って暴れてみたり、意見もすごく適当なことを言って全然みんなが議論できないように妨害するみたいになったようなときには、裁判長がきちっと指揮をして、それにも従わないという場合には解任をすることができますので、裁判員裁判が続けられないような事態になれば、その裁判員はおそらく裁判長が職権で解任することになると思います。法律上そういう規定があります。

先ほどの質問に対しては、たぶん裁判長が解任するので、そこまでひどい状況になれば必ずそういうふうになると思います。

木村 裁判員を選任する段階での予防的なチェックは難しいのでしょうか。

大城 予防的なチェックはおそらく難しいでしょうね。わからないというのが実際だと思います。ただ、例えばアスペルガー症候群の方とか、一定のケアをすれば裁判員を務められるということをご自分で申告をした場合、これは身体障害もそうですが、目が見えないとか耳が聞こえないという障害をお持ちの方も、バリアフリーで裁判員を務められるというのが一応原則になっているので、そういう意味では申し出ればそういう配慮をして裁判を進行する。例えば手話をつけるとか、そういう形はしていますので、精神的な障害でご相談されるケースもあるのですが、それを理由に辞退することもおそらくできますし、逆に、それでも自分はやれると思ってやりたいのであれば、心配な点を書いて裁判所に申し出てもらえれば、場合によって裁判所がきちっと対応してくれるかもしれない。対応できないと思って不選任にするかもしれないですが、裁判員候補者の側から申し出ればそういう可能性は十分にあると思います。

木村 それでは、最初に質問のあった判断する側の匿名性といいますか、名も名乗らない、どこの誰だかわからない人に決められるというのでは責任の所在がわからなくなるではないかという質問がありましたので、これは、大城さんが後で裁判員裁判をどうやって改善していくかという話を用意していますので、その中で触れていただくことでよろしいでしょうか。先に答えていただいてもいいですよ。

大城 どういうふうにお答えしようかなと。非常に難しい問題だと思いますが、極めて本質的なところだと思います。

皆さん、心の中で構わないので、1点だけ考えていただきたいのですが。もし自分が被告人になって、冤罪かもしれないですし、犯罪を犯してしまったかもしれない、被告人になって裁判になるときに、今は選べないのですが、選べるとしたら、裁判員裁判で裁判を受けたいと思うか、それとも職業裁判官だけの裁判がいいのか、ちょっと想像していただきたいですね。

この場合、誰が裁判をするのかというのがまさに問題で、そのときに名前を言うのがいいのかどうかというところに関わる問題ですが、裁判員に不利益がないように裁判員の名前を匿名にして裁判員を務めた人を保護しようというのがあの制度の趣旨です。でも一方で、確

かに納得いかないなというのはあり得るなと思って、お話を伺っていて非常に難しい問題だと思うのです。

少し話が脇にそれるようですが、最近、行政の町づくりを決めるときに、市民からランダムに100人くらい参加してもらって、町づくりについて10回ぐらいワークショップをやって意見を聞いていくのです。それは議会で決めたり専門家が専門知識を持って町の方向性を決めるのではなくて、その町に住んでいる人の中でランダムに選ばれた人が十分に時間をかけて議論をして、自分たちの住んでいる町のプランを練る。熟議型参加というのですが、そのときには時間をかけてそこで議論をしたことに意味があるというふうに考えているので、町づくりのワークショップの場合は名前を名乗るのですが、重きを置いているのは、まさに市民が参加してそこに時間をかけて議論をするというところで、裁判員制度についても、本質的な意味は、市民がそこに参加して、今までの刑事裁判よりもおそらく時間がかかっていると思います、間違いなく。それは被告人にとっては不利益に働く可能性もあるかもしれない。迅速に裁判を受けるということ言えば少し不利益があるかもしれないですが、むしろ市民が入ってしっかりと議論をしていくことに制度の意味があるのだとすれば、匿名で判断に加わるということも私は許されるのではないかと考えています。

今の制度はその中間形態で、裁判官の名前は判決文に表示されるのです。職業裁判官の裁判長と裁判官2人までは名前が出ます。でも、裁判員6名の名前は判決文にも全く書かれないので、被告人は知る由が原則としてない。裁判員本人が「私が裁判員をこの事件で務めたのです」と言えば別ですが、そうでない限りは知れない。ある意味で、市民が誰が参加したかわからないけれども、判決を言い渡した裁判長と裁判官の名前だけはわかるという、間をとっているような制度になっているのですが、本質的には、そこに市民が参加することは時間をかけて議論をすることに意味があるのだというふうにして、その人個人の名前で何かをするのとは制度設計が少し違うのかなと思っています。

直接のお答えになっているかどうかかわからないですが、私はそのように考えます。

木村 大城さんから、これから裁判員制度をどうしたらいいのかということについての提言がありましたが、この中でも裁判員候補者の名前を公開すべきかどうかということにも触れられていますので、それを10分か15分ぐらいかけてお話しいただけますか。

大城 実は今年、裁判員法が改正されています。7月ですかね。裁判員制度が始まった段階で、制度が始まって3年経ったら、始まったばかりの制度ですので見直しを検討するという規定があって、一部見直されました。見直しは、制度の根幹には触れない微修正と言ってよいでしょう。例えば1年を超えるような非常に長期な事件については裁判員裁判の対象事件から外すようにしましよとか、東日本大震災のような大規模な災害が起こったときには裁判員候補者にならなくていいような規定にしましよと。ある意味では当たり前のような形の規定が盛り込まれた改正でした。見直しの中に、これから3年後にもう一度見直しをしましよという規定が入りました。これはなぜかという、国会で議論する中で、例えば守秘義務の問題ですね。今、評議の中身は全くわからないですから、量刑データベースを使っているのではないかという話も、実は制度が始まって6年経つのに、ここにいる誰もが、専門家も含めて、「そうらしいけれど、誰もはっきりしたことは言えないんですね」という状況なのです。なので、評議の検証もできないので、守秘義務の問題もあるだろう、裁判員

の心理的負担など幾つか課題があるので、もう1回3年後に見直しましょうというふうになりました。

次の見直しへ向けて私が大きな課題だと思っていることは、一つは、裁判員の経験が共有されていないことです。6万人が裁判員になったのに、どういうふうに裁判員を務めたのかというのが社会的に伝わっていかない。そこには二つ原因があって、一つは、裁判員候補者になった人が、公の場で自分は候補者になったと自分で言ってもいけないのです。これはすごく萎縮してしまう。裁判員候補者になったこと自体言っちゃいけないことなんだというふうになるので、もしかしたら来年なるかもしれないから経験者の話を聞きたいとか、別に経験者でなくても、例えば木村先生に「どうですか」みたいに聞くことをちょっと遠慮してしまう。公にするというのは、どこまでが公かというのが難しいんですよ。このシンポジウムだと、公開シンポジウムなので、ここで手を挙げて発言したら、きっと公にするということになると思いますが、では、5人ぐらいでお茶飲み話をしているときに話すことはいいのかどうかみたいところは、だんだん線引きは曖昧になってくると思うのです。

この「裁判員候補者であることを公表してはいけない」という規定、今年で言うと23万人に一斉に課されるわけです。でも、この時点では誰もどの裁判を担当するか決まっていないのです。決まるのは、裁判の6週間前までに、あなたはこの裁判の担当になるので何日に裁判所に来てくださいという呼び出しがされます。その呼び出しがされた段階では、担当するかもしれない事件が決まっているのです。でも、今の段階だと、来年のどこかで裁判員を務めるかもしれない、事件はまだ決まっていませんという状況なので、そのこと自体は公にしても、それで何か働きかけを受ける可能性は極めて低いのではないだろうか。むしろ、具体的な日付で何日に裁判所に来てくださいと呼び出される、そこは公表してはいけないとしたほうがいいのではないかなというところが1点です。

一方で、経験を伝える側は、先ほどお話したように守秘義務がありますので、なかなか話がしにくい。感想は言えるけれど評議の中身は言えない。例えば多数決で決めたのか全員一致かどっちですかということも評議の秘密です。あの事件は私も傍聴していたのですが、包丁の使い方はどのくらい議論しましたか、何時間ぐらいやったのですか、それも評議の中身に入るので言ってはいけないとなっています。評議の中身は本当に何も言えないという形なので、ほかの裁判員とこういう議論をした、誰が何を言ったかは公にしないにしても、経験の一番中心部分、「こういう意見が出て流れが変わったのです」みたいなことを言うと経験がうまく伝わると思うのですが、今それが全くできない。個人を特定しない形であれば例えば評議の中身も話せるようにするとか、守秘義務の範囲をもう少し狭めることが必要なのではないか。そのことによって経験がきちっと共有されるようになる。

経験が共有されないと、裁判所だけに経験が蓄積されていくわけです。市民の中には全く経験が蓄積さない。それぞれの人は多分おそらく一生に1回の経験だけれども、それをほかの人になかなか共有する機会がないので、何が行われているのかというのは呼ばれて行ってみるまでわからないとなってしまいますから、この経験を共有するということは、市民が職業裁判官がやっている刑事裁判をきちっとやっているかどうかチェックする役割だと考えても、すごく大事なことだと思っています。

もう1点は、先ほどお話した裁判員の心理的負担、心の負担についてで、今、裁判所はな

るべく裁判長が配慮するというふうにして運用しています。ただ、裁判長は法律のプロであって、心理面のプロではないですから、なかなか行き届かないところがあるかもしれない。しかも、担当している事件の裁判官に「私、なかなか辛いんです」と言うのは言いにくいと思うのです。例えば臨床心理士とか心理カウンセラーを裁判員裁判をやっている間は別室に待機してもらっていて、事件の中身は話さないけれど、何かそういうふうな負担を感じたり体の異変があったりしたらすぐ相談できるようにするだけでもだいぶ違うと思います。

実は裁判所は、メンタルヘルスサポート窓口という裁判員を経験して心理的負担があった人のための窓口相談を設けているのです。24時間電話対応オーケーですと言っているのですが、5回まで無料で、これがほとんど使われてないですね。0.2%ぐらいですかね。皆さん裁判員を務めて心理的負担がないのだったらいいのですが、我々がやった調査でも、42人のうち30人が心理的負担があると言っている。その窓口を使った人は、その中で2人だけでした。あまり役に立たなかったので1回電話をしてやめてしまいましたというふうになっていて、例えば裁判所で心に負担を負った人が裁判所の窓口で連絡するというのはなかなか大変だと思うので、この相談窓口を完全に第三者機関にしてどこかに委託をするとか、そういうふうな運用して使いやすくする。相談は原則何回でも無料ですよ、あまり無駄に使う人がいれば「そろそろ、もういいんじゃないですか」と言って個別に対応すればいいので、あくまでも入口としては5回までと言うと本当に大変な思いをしている人は5回で打ち切られたらその後どうなるのだろうかとか不安に感じるので、そういう意味では、一番大変な思いを感じている人に合わせたような相談窓口をつくることも大事なことだと思っています。

もう1点、最後の点は、まさに裁判員になった人、もしくはこれから裁判員になるかもしれない市民の視点で制度自体をちゃんと見直す仕組みをつくらないといけない。今、裁判員制度の問題を議論するとき、裁判所とか弁護士会とか検察官という法律のプロが制度に対して意見を言うのです。でも、この制度の一番の大事な部分は市民が参加することですから、その参加した人、もしくはこれから参加するかもしれない人が制度に対してきちっと意見が言えるような場をつくる、市民の視点が制度設計に反映できるようにするということが市民参加の制度として、とても大切だと考えています。

木村 これからの裁判員裁判の制度的な改善ということについてもお話をいただきました。私の感想から言うと、今の制度はスタートされるときにいろいろ反対意見も根強かったですから、そこから何か問題が起こったら困るということで、必要以上に制約をかけているところがあるような気がするのです。これを次の3年の見直しのときまでにしっかり議論をして直していってもらうことが大事だろうと、大城さんの話を聞きながら思いました。その点も踏まえた意見を竹越さんからいただきたいと思います。

竹越 裁判員制度が始まる時に、市民感覚が裁判に反映される、刑事司法に反映されるのが意義なんですということが言われていて、今もわりとその言い方は続いていて、例えば裁判員が参加した第一審で出た判決が上級審で変わったときに、市民感覚がないがしろにされているとか、そういう言い方をします。という意味でも言われていますし、裁判員制度にどんな意義があるのかということを考えるときに、とにかく「市民感覚の反映」と言ってみるといって状況は続いているのかなと思うのです。

では、市民感覚って何なんですか、ということ、あまり考えられずに来ているの

かなと、私個人の問題意識としてはそういうことを思っています。

ただ、市民感覚が反映されたかどうかということとは少し違いますが、裁判員裁判が始まることになってから、法律家も、裁判をわかるようにしなければいけない、専門家だけでわかっているのではいけないのだという意識は少なくとも持つようになった。これ自体はすごく大きな変化かなと思います。仲間内とは言いませんが、検察官と弁護人と裁判官だけがわかっていたらよくて、傍聴人、あるいは被告人も全く法律の専門家ではなくて裁判に臨むわけですので、そうした人たちが置き去りにされて裁判が行われるのではいけないのだということが刑事裁判の場で新しい常識になってきた。これは大きな変化かなと思っています。時間を気にして裁判をしなければいけないと裁判長が思うようになったというのもそういったことの表れかもしれません。それによって本当にわかりやすくなったのか、単にわかりやすくすればいいのか、そういった問題は出てくるとは思うのですが、少なくとも確かに変わったということは一つ大事なことかなと思っています。

また、私たち自身の立場から言えば、市民感覚を反映しろと言われても、刑事裁判に参加するのは負担だと多かれ少なかれ負担感を感じるかと思うのですが、刑事司法というものがそういった負担があるものなのだと知った、自分のこととして考えることによって気づいたというのも一つ重要な変化なのかなということも一方で感じています。

先ほど、裁判員裁判になって、裁判員の感情、主観をどう揺さぶるかということが重視されているのではないかという話がありました。確かに情緒的な、演技がかっていると思ってしまうぐらいに情感たっぷりに読み上げる検察官がいたり弁護人がいたりして、実際にそうしたものに確かに感情は揺さぶられます。胸が痛んだり、時には法廷で涙を流している人がいたりすることもありますけれども、一方で、間違いなく大きく心を揺さぶられるので、揺さぶられていることに自分で気づきます。そのまま判断するかというと、きっとそうではないという人が多いと思いますし、市民モニター自身も、感情が揺さぶられたから、それを自覚して冷静に考えなければいけないという自分が一方にはいたということを書いて、私もそれはすごく思います。裁判員という役割を引き受けるというのは、そういうことかなと思います。生身の人間で、テレビの前で事件を見ているのとは違う見方で刑事司法に参加する、裁判という場に参加するという状況が、人々をそうさせるのかなというふうにも思います。

また、被告人にとってみれば何者かわからない人がズラッと前に並んでいるというのは、いい気持ちがないという部分もちろんあるかとは思いますが、一方で、どこの誰かはわからないけれども、自分のことを真剣に考えてくれた人が社会にはいて、その社会に自分は、例えば懲役刑が科された場合にはいずれは戻って行くのだ、戻って行く社会にそういう人がいるのだということは必ずしも被告人にとってマイナスの面だけではないということも私は考えたりもします。

裁判員裁判というものが始まって、市民参加ということが言われたときには、ある意味少し難しい部分もあるかもしれないけれども、市民としてお互いを信用したり、お互いが役割を果たすという責任感を持ったり、そういうことをもって、一人ひとりが、誰かに任せられるのではなくて、考える。考えた上で、自分には荷が重過ぎる、人を裁くことはできないと思えば、真剣に考えた上で辞退をすとか、逆に、真剣に考えて、負担だとは思いますが、そ

れでも責任を持って引き受けてみようと思っただけで、そういったことが必要で、そういった視点がより反映される制度に今後なっていくのかということを考えています。

木村 「市民感覚」という言葉が使われているけれども、その意味ということになると、なかなか確かに難しいですね。控訴審で破棄されたからというわけですが、普通の専門の裁判官がやっていた裁判でも高裁に行って破棄されたというのは幾らもあるわけです。それ自体はあまり問題はないだろう。ただ、死刑判決がひっくり返ったのは多かったということですかね。

竹越 多くはないですが。

木村 多くはないですか。どちらもあるのですか。

竹越 裁判員が参加して、今、実際に出た死刑判決が全国で25件あって、そのうち控訴をしたり上告をしているものも含めてですが、最終的に一審で出た死刑判決が確定しているものは7件あって、ほかの18件についてはまだ裁判が続いているという状態です。なので、死刑から無期懲役に変わった判決が確定したという話ばかりが多くあるわけではなくて、実際に裁判員が関わって出た死刑判決が維持されて確定したというケースももちろんあります。全体の控訴率も下がっているとか、高裁に行っても一審の判断が尊重される、同じ判断がなされるケースもたくさんあります。どうしてもニュースになるのは違う判断をしたときで、また裁判官だけで違う判断をしたのかと思ってしまうがちですが、全体で見ると、裁判員が参加した裁判で出された判決が尊重される傾向が続いていると言えます。

木村 裁判員裁判の判決は決して弱くないよということだと思います。それは一つは、市民が参加しているということもありますが、大城さんの話にもあったように、傍聴すればわかる裁判というのは大きいと思いますね。裁判は公開だ公開だと言っても、見てわからなければ公開していることにならないと思うのです。公開してその裁判が普通の人が見てわかるということになって初めて実質的に公開されたことになるわけで、裁判員裁判のほうが被告人に対して粗雑な判決をしたということが仮にあるとすれば、傍聴者がわかる裁判であるほうが、その裁判は社会的に批判されると思うのです。傍聴してもわからない裁判だったら、やるとしたらメディアに頼るしかないわけですが、メディアの人がすべての裁判を傍聴しているわけではないですから、メディアの人が裁判について触れるのはほとんどは裁判所から情報を得ているわけです。もちろん公害事件だの何だのという大事件であれば、それはメディアがそのままニュースソースを持っていますが、一般の刑事事件でどんなめずらしい裁判があったかなんていうことは、裁判所の広報が流すから初めてわかるのであって、メディアが注目していることの中にはあまりないですね。それが裁判員裁判になったことから実質的に公開がなされるということに結びついているとすれば、それは大きく評価していいのではないかという気がします。

私がすごく賛成論で偏っているような感じがしますが、今まで実施してきたそんなに大きな間違いはなかったということ踏まえて、大城さんのおっしゃるような改善が今後なされていくことを期待したいと思いますし、これからさらに改善されていい制度になっていくことを願っています。

ここまで追加の話をしてしまったので、追加の話について大城さんからご意見があれば言って

いただきたいし、まだ時間はありますので、会場の方からも質問あるいはご意見があれば聞いてみたいと思いますが。

フロアB (録音なし)

木村 確かに、看護師さんは名札を付けていますね。お医者さんも付けていますね。法廷でも名札を付けるというか、プレイヤーについては名を名乗れという意見は僕は初めて聞いたので、その点は裁判をしている側が死角になっていたポイントだと思います。それはそれで考えていきたいと思います。ただ、それは裁判員制度そのものとの関わりではないので、その点も含めてでも結構ですが、大城さんからまとめの発言をいただきたいと思います。

竹越 1点だけ、裁判員裁判の場合は検察官も弁護人も話す前に名乗るということは多く見られます。慣習としてだと思うのですが、「これから質問を担当します検察官の〇〇です」と言うことが行われるようになっていることは申し添えておこうと思います。

木村 弁護人は、大体、「弁護人の〇〇です」と言いますし、検察官も言います。問題は裁判官です。裁判官は確かに名乗らないですね。廊下の表を見れば裁判官の名前は書いてあるのです。一応法廷だから、法廷の中でも、名前を名乗ってちょっと頭を下げるぐらいあってもいいんじゃないかと思えますけどね。それじゃなきゃ堅苦しいものね、黙って座られるとね。確かにそうだと思います。

大城 名前の点、確かにそうだなと思って今お伺いしていました。

全体のまとめの的なところかどうかということですが、制度が始まる時に裁判員ネットを立ち上げて今まで裁判員制度を見てきたのですが、立ち上げたときは、制度に賛成か反対かという議論がすごく専門家を中心にあつたのです。まさに激論の状況でした。でも、そこには市民の視点がないのではないか、裁判員になるかもしれない人の視点が全然ないのではないかということで、裁判員ネットでやろうと。しかも、市民の視点とは何なのだろうと言ったときに、一つは経験者の声ですが、これは守秘義務があつてなかなか近づけないのです。アプローチが難しい。今では何人かいろいろと話を聞く方はいらっしゃいますが、特に最初は難しく、傍聴する形でできるのではないかと行って、この数年間、活動を続けてきました。

今、そこへぐっと戻って、裁判員制度はどうなんですかということ、今の制度についての改善点は幾つかあるというのは先ほどお話したとおりです。ただ、私は極論すれば、裁判員制度を続けるかどうかというのはどこかでちゃんと国民投票をしたほうがいいのではないかと。今の日本の制度は国民投票はないのです。世論調査ではなくて、自分の1票が国の制度をどうするかを決めるような機会がないと、どうしても社会のことや制度、特に裁判の仕組みというのは他人事になってしまうのです。裁判員になるかもしれない制度なのに、なかなか判断する機会がない。これは国民がどこかでちゃんと判断をすべきことなのだろうなと思っています。現状で行くと、市民参加の可能性は非常にある制度だと私は思っていますので、改善すべき点を改善していく。市民で経験を共有して、本当に司法が市民のためになるようにする。

先ほど皆さんに質問しましたが、被告人にもしなつたとしたら、市民の入る裁判と入らないで職業裁判官だけでやる裁判とどちらがいいのかといったときに、「それは市民が入るほうがいいのではないかと。なぜならば……」と言って理由がいっぱい出てくるような経験を積

んでいる社会のほうが、私はいい社会だと思っています。

それでも市民参加するのか。大変なことは大変ですから、やっぱり専門家だけに任せたほうがいいのではないかという考え方もあるかもしれないです。例えば原発事故もそうですが、専門家だけに全部を任せていって世の中がうまくいくのかということ、もうそういう時代ではないと思います。どんどん職業が細分化して専門家がたくさん出てきて、私も今日は法律の専門家としてお話していますが、その専門家が言ったから必ず正しいというわけではなくて、専門家が専門知識をきちっと社会に共有できる形でかみ砕いて出して問題提起して、それを一緒に考えていく。そこをさらに専門のところへ戻ってより良くしていく。まさに協働していくことができるかどうかというのは、裁判員制度が司法（裁判）という場面を通して直面している大きな意味での課題だと思っています。

今は刑事裁判だけですが、アメリカの陪審裁判は一部の民事事件でも行われています。私は、日本でも、刑事裁判だけではなくて、例えば行政裁判とか公害問題を扱うような裁判に市民の視点が入っていく、裁判員裁判が刑事事件だけでなく民事事件とか行政事件に拡大していくということもきちっと考えるべきだと思っています。

そういう意味で、司法への市民参加という幾つか課題はありますが、専門家だけでやるのではなくて、市民の視点が入っていく。それが専門家としての法律家がきちっと仕事をするためのいいチェック材料になる、機会になるということがすごく大事なのではないかと考えています。そういう意味で裁判員制度と市民参加というのは、市民参加がもしお飾りになってしまったり形骸化をしたらむしろマイナスの面しか出てこないと思いますので、常に改善することも必要ですし、どういう形で参加するのか、どういう形で運用していくのかというのが常に問われ続ける制度なのだろうなと思っています。

木村 裁判が裁判員裁判をやるようになってからわかりやすくなったという話もありましたが、判決書がわかりやすくなりましたね。昔の判決書は、「畢竟」とか、「而して」とかわけのわからない言葉が書いてありましたよ。それが今は普通の口語に近いものになってきたと思います。いろいろなところで市民がわかるようなものにしていこうと。判決文なんか、こういうふう直そうというマニュアルが出回っているくらいですからね。そういう点にも一つの効果が上がっていて、裁判員裁判が社会全体に大きなインパクトを与えることにこれからますますなっていくのではないかと思います。

いずれまた裁判員裁判のことを。今日は25年ですから、これで打ち切りになるのか、まだ30年まで行くのかよくわかりませんが、もしやり続けることになったら、皆さんも裁判員裁判を傍聴していただいて、その上で一緒にテーブルを挟んで話し合えるようなシンポジウムを企画してみたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。

—— 以上 ——